

浜長保険センター安全だより

令和 7 年 8 月 25 日
浜長保険センター 第 103 号
電 話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



処暑(8月23日(土))を迎えましたが、連日、猛暑が続いています。

皆様には相変わらずご活躍のことと存じます。

ところで、8月19日、JR西日本、姫路市は、山陽本線姫路駅～英賀保駅間に設置する新駅名を「手柄山平和公園」駅に決定したと発表しました。2026年春に開業予定、秋にはスポーツ施設「ひめじスーパーアリーナ」が開業予定。新駅、スポーツ施設の開業によりアクセスが向上し、イベント時の混雑緩和、観光客の増加、地域経済の活性化などが期待され、今後が楽しみです。



自転車運転中の携帯電話使用等による交通事故が増加傾向であるなどから、交通事故を抑えるため、罰則が整備された道路交通法が改正され、既に令和6年11月1日から施行されています。更に来年4月1日から自転車等の交通違反に対する反則制度が導入され施行予定であります。毎年、交通ルールが改正されていますので、現在、施行中の交通ルール、今後、施行予定の交通ルールについて整理をしました。交通ルールを守って、道路を安全に通行しましょう。

【令和6年11月1日施行】

1 自転車運転中の携帯電話等使用等禁止

スマートフォンを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止、罰則の対象です。ただし、停止中の操作は、違反になりません。

携帯電話等の使用等について、保持違反と交通の危険を生じさせた場合によって罰則が異なります。

「保持」～6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金

「交通の危険」～1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

2 自転車の飲酒運転禁止～自転車の酒気帯び運転にも罰則(3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

身体に道路交通法施行令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあった者
呼気1リットルにつき、0.15mg以上のアルコール含有、又は血液1ml0.3mg以上

3 飲酒周辺者三罪～改正前は、自転車には適用されませんでしたが、改正で

三罪は自転車にも適用されます。①車両提供罪 ②酒類提供罪 ③同乗罪

4 自転車運転者講習制度～信号無視等の違反行為(16類型)を行い、3年以内に交通違反又は交通事故を2回以上行った場合は、都道府県公安委員会が講習の受講を命じます。受講3時間、手数料6,150円です。



自転車の
ながらスマホと酒気帯び運転



【令和8年4月1日施行予定】(今回、自動車等が自転車を追抜く際のそれぞれの通行方法は省略します。)

1 自転車等の交通違反に対する反則制度の導入

自転車等の悪質な違反には、いわゆる「赤切符」が交付され、刑事罰の対象でしたが、改正法が施行されれば、酒気帯び運転など悪質・危険な違反を除き、交通反則通告制度が適用され、いわゆる「青切符」が交付されることになります。14歳未満の者は、刑事未成年であり、違反行為について刑罰は科せられません。

①対象年齢 16歳以上の者 ②青切符の対象となる違反 113種類で反則金の納付を通告し、納めれば刑事罰が科されません。酒気帯び・酒酔い運転、妨害運転などの悪質な違反行為は、赤切符対象違反で刑事罰の対象として検察庁に送致されることになります。

【主な違反行為と反則金額】

①ながら運転 12,000円 ②信号無視 6,000円 ③一時不停止 5,000円 ④傘さし運転 5,000円

2 普通仮免許、準中型仮免許の年齢要件、普通免許と準中型免許の運転免許試験の受験資格が18歳から17歳6か月に引下げられます。この場合、合格しても免許が与えられるのは18歳からです。



～ 危ないよ スマホじゃなくて 周り見て ～ 交通安全年間スローガンより